令和６年12月室戸市農業委員会総会議事録

１．日時　　令和６年１２月２０日（金）午後３時３０分～午後５時５分
２．場所　　室戸市役所２階　第１会議室
３．出席委員　10名

１番　藤岡 義博委員　２番　福冨 汎委員　３番　西岡　豊
４番　中島 豊繋委員　５番　島巻 賢二委員　６番　川﨑 一男委員
７番　尾﨑 考平委員　８番　小松 弘之委員　９番　細川 季代委員
10番　濱田 祐司委員

４．　欠席委員　　大石推進委員
５．　事 務 局　　局長　山崎　桂　　次長　冨士原　夏樹

６．　議案　　第１号議案　農用地利用集積計画について
第２号議案　室戸市農業振興地域整備計画の変更
（農用地区域からの除外）について
第３号議案　農地法第３条許可申請について
第４号議案　非農地証明願について
その他の件

（開会時刻　15：30）
（島巻会長あいさつ）

議　　長　　ただいまから12月定例総会を開会致します。
それでは、事務局より諸般の報告をいたします。

事 務 局　　諸般の報告を致します。出席委員は１０名中１０名のご出席です。
室戸市農業委員会総会会議規則第６条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。
推進委員さんの出席者数は、１０名中９名のご出席で、大石委員さんより、ご欠席の連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、
第１号議案　農用地利用集積計画について
第２号議案　室戸市農業振興地域整備計画の変更
（農用地区域からの除外）について
第３号議案　農地法第３条許可申請について
第４号議案　非農地証明願について
その他の件の順となっております。
（11 月総会以降の農業委員会の活動報告等）
以上で、諸般の報告を終わります。

議　　長　　それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。

議　　長　　それでは３番西岡委員、４番中島代理にお願いします。

議　　長　　これより議事に入ります。第１号議案 農用地利用集積計画について議題といたします。この件につきまして産業振興課三宮氏より説明をお願いします。説明の間、休憩いたします。

産業振興課
三　　宮　　産業振興課三宮です。座って説明させていただきます。第１号議案農用地利用集積計画の番号１の説明をさせていただきます。
議案書の１ページ目と地図は２ページ目から４ページ目をご覧ください。
改正前農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づく賃貸借による権利の設定で、農地中間管理事業の一括方式となります。
この一括方式については、１つの集積計画で、出し手の　　さんから高知県農業公社（農地中間管理機構）の貸借と公社から受け手の　　の貸借の２つの貸借を一括で設定しております。

利用権を設定する者（貸付人）は、吉良川町の　　さん、
利用権の設定を受ける者（借受人）は　　です。
場所は羽根町字　　甲　　番、同字甲　　番　　の２筆で、
登記地目は畑及び田、現況地目はともに畑、地籍は 799 ㎡、655 ㎡の２筆計 1,454 ㎡となっております。
設定する利用権は賃借権で、設定期間は令和 6 年 12 月 25 日から令和 21 年 12 月 24 日までの１５年間で、10a あたりの賃貸料は、年間　　円となっております。現況は果樹が植えられており、さんが、引き続き栽培される予定となっております。
説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。産業振興課三宮氏より申請内容について説明がございました。
担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

７　　番
尾　　﨑　　第１号議案農用地利用集積計画について証言します。内容については、先程産業振興課三宮さんより説明のあったとおりで、場所についての説明をさせていただきます。２ページ目を見てください。場所は国道５５線の　　があるところの東側の谷のあるところの渕に市道があり、この市道を２ｋｍ程上がったところに農道につながるようになっています。その農道を入って、ちょっと行ったところに橋がありまして、橋から 50ｍくらい行ったら、　　という看板があって、それを 50ｍ程下って行ったところに三差路があります。それを左折して 800ｍくらい道なりに進んでいくと道の南側にハウスがあります。そのハウスとハウスの間にその現地へ降りる道があり、それを 100ｍくらい行ったところの右側にありまして、現況果樹が植わっています。１２月１３日午後２時半から事務局冨士原さん、推進委員の佐川さんと私の３人で現地を確認してきました。何ら問題ないと思いますので審議の方をよろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。ただいま第１号議案番号１について担当地区委員さんからの現地調査等の報告がございました。この件ついて、ご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

（な　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。
第１号議案番号１農用地利用集積計画について、設定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって第１号議案番号１については、これを承認することに決定いたします。

議　　長　　続きまして第２号議案番号１ 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について議題といたします。
この件につきまして産業振興課三宮氏より説明をお願いします。
説明の間、休憩いたします。

産業振興課
三　　宮　　第２号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）についても三宮の方から説明させていただきます。
議案書の５ページ目、地図は６ページ目から 14 ページ目をご覧ください。
これは、農業振興地域の整備に関する法律第１３条に基づく農用地区域からの除外の申請となります。

申請者は香南市在住の　　さん、場所は羽根町　　地区の 12 筆で、所在地・登記地目・利用状況・地積につきましては、議案書 5 ページに記載のとおりです。除外後の用途はありません。
申請地は申請者が相続により取得した土地ですが、申請者は長年香南市に居住しているため、農地については 30 年以上も休耕の状態で、申請地の状況は田や畑に行く道も、草木が生い茂った原野状態となっており、農地への復旧が困難となっております。
今後申請地を耕作する予定もなく、除外後は非農地証明を申請予定で、　　地区の　　さんにこちらの土地を売却する予定とのことです。説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの現地確認等の報告をお願いします。

10　　番
濱　　田　　第 2 号議案室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について、説明します。内容については産業振興課の三宮さんから説明がありましたので、私の方からは場所の説明や現地の状況について説明します。筆数が多かったため 1 回目は１１月２０日午後 1 時３０分に私と推進委員の中原さんと事務局冨士原さん、申請人の　　さん、　　さんと現地を見に行きました。
　　の東より　　地区へ上がり約２ｋｍで　　地区に着きます。6 ページにあります　　さんは旧姓で　　さんの車庫になります。そこから南の方へ、一番遠いところで約 500ｍくらいのところにありまして、あちこち点在しております。ほとんどの所は車では行けないため、もう４０年近く作付けはしてない状態でしたので、雑木が多くて、農地として復旧できないと思います。2 回目は議案の申請に合わせて、12 月 9 日午後 1 時 30 分に私と推進委員の中原さん、事務局の冨士原さんで再度確認に行きました。農用地区域からの除外が妥当だと思われますので、審議をよろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。ただいま担当地区委員さんからの現地調査等の報告がございました。この件ついて、ご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

（な　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りいたします。
第２号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって第２号議案番号１について、これを承認することに決定致します。

三宮氏は、ここで公務のため退席となります。
ありがとうございました。

（三宮氏退席）

議　　長　　続きまして、第３号議案農地法第３条許可申請の番号１について、議題といたします。この件については、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第 3 号議案農地法第 3 条許可申請番号 1 について、事務局より説明いたします。
議案書 15 ページ目をごらんください。地図は 16 ページ目から 17 ページ目をご覧ください。
申請地は佐喜浜町字　　番　、同字　　番　、同字　　番　です。登記地目及び現況地目はともにそれぞれ田となっており、申請面積は 657 ㎡、458 ㎡、623 ㎡の 3 筆計 1,738 ㎡で農用地です。
本申請は、安芸債権管理機構がおこなった公売において、先月の 11 月総会で買受適格証明の申請を承認しました佐喜浜町の　　さんが当該農地を落札した事による申請です。
こちらの申請は農地法施行規則第 10 条第 1 項第 1 号の公売に基づく、3 条の申請で、譲受人の単独申請となるため、譲渡人はおりません。
以上については、農地法第 3 条第 2 項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

～　番号 1 の説明については以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。担当地区委員さんの説明をお願いします。

2　　番　　第 3 号議案農地法第 3 条許可申請番号 1 について証言します。
福　　冨　　申請内容については事務局冨士原さんの説明のとおりで、自分の方は現地の場所等について証言します。12 月 12 日午後 1 時半より事務局冨士原さん、阿野田推進委員と私の 3 人で現地を確認してきました。現地は国道 55 線　　橋を渡った東側に　　線を川沿いに約 4ｋｍ程行ったところに　　地区があります。集落の中を通る市道　線の左側に 1 か所、右側に 2 か所あります。　　地区は現在水稲を作っている人は 4 人で、牧草を作っている人が 1 人、ゆずを作っている人が 2 人います。本人は

現在　　に勤務していますが、　　予定となっておりますので、更に農業・木炭業に取り組んでいくようですので、特に問題ないと思いますので審議の程よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。ただいま第３号議案番号１について担当地区委員さんからの現地調査等の報告がございました。この件ついて、ご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

（な　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りいたします。
第３号議案農地法第３条許可申請番号１について許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって第３号議案番号１について許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして第３号議案番号２農地法第３条許可申請の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第３号議案番号２農地法第３条許可申請について、事務局より説明いたします。議案書は１５ページ、地図は 18 ページと 19 ページをごらんください。
申し訳ありませんが15ページの番号２の議案書の訂正をさせていただきます。番号２の大字が佐喜浜町となっておりますが、羽根町の誤りですので、訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。
申請地は羽根字　　乙　　番、同字乙　　番　、同字乙　　番の計３筆、登記地目・現況地目ともに畑で、申請面積は 92 ㎡、727 ㎡、340 ㎡の３筆計 1,159 ㎡で農用地です。
本申請は、第２号議案と同じく香南市の　　さんから、羽根町の　　さんへの売買による所有権移転の申請です。
譲渡人の実家と譲受人の家はお隣同士で、こちらの農地も譲渡人が相続しましたが香南市在住で、お家も含めて　　地区でハウスナスなどで営農されている　　さんに売却するとのことです。
耕作計画としましては、しばらくは露地で野菜等を栽培し、将来的には現在申請地の南側にあります　　さんのナスのハウスを日当たりのよい本申請地へ移転することも視野に入れているとのことです。
以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）～　番号２の説明については以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

10　　番　濱　　田　　第3号議案農地法第3条許可申請番号2について、申請内容は事務局冨士原さんより説明がありましたので、私の方は場所と現地の状況を説明します。11月20日に1回目の現地確認に推進委員の中原さん、事務局冨士原さん、譲渡人の　　さん、譲受人の　　さんの5人で現地の確認をしました。2回目は12月9日の午後1時半より、私と中原委員、事務局冨士原さんと譲受人の　　さん親子で現地の確認を行いました。現地の場所は議案書18ページにありますが、　　の東側の　　地区へ２ｋｍくらい行ったところにあり、地図にある　　さんの車庫のすぐ南側にあり、草刈りもされており、譲受人の家もすぐ隣で、農地として作付けできる状況と思われます。審議の方をよろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。ただいま第3号議案番号2について担当地区委員さんからの現地調査等の報告がございました。この件について、ご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

（な　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りいたします。
第3号議案農地法第3条許可申請番号2について許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。
全員賛成でございます。よって第3号議案番号2について許可することに決定致します。

議　　長　　続きまして第 4 号議案番号 1 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第 4 号議案非農地証明願番号 1 について説明いたします。
議案書 20 ページを、地図は 21・22 ページをご覧ください。
申請地は、浮津二番町字　　番　　、登記地目は畑、現況地目は雑種地となっています。地積は 70 ㎡で、農用地区域外です。
室戸岬町の　　さんの所有地です。
申請理由ですが、平成元年頃から駐車場として使用しており、農地への復旧が困難となっております。敷地は砂利等で踏み固められた状態となっており、農地法の認識がなく、指定された用途通りの利用をされなかったことについて、所有者の娘さんを通じて、始末書の提出がありましたことを報告いたします。
非農地証明取得後は、こちらの土地を取得したい方への売却を考えているとのことです。事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

1　　番　　提案されております第 4 号議案非農地証明願の番号 1 について
藤　　岡　　報告します。申請の詳細につきましては、先程の事務局のご案内のとおりであり、私からの補足説明はございません。従いまして報告は現地の確認とその現状のみといたしますので、よろしくお願いします。申請地は浮津二番町の真ん中あたりに
がありますが、そこの西の角より約 60ｍくらい海側の西に位置しておりまして、現状農地の復旧はなかなか困難と判断いたしました。

なお、この現地確認につきましては 12 月 18 日所有者の代理の　さんの娘さん、関推進委員、事務局冨士原さん、私の 4 名で確認にいたっております。以上報告いたしますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。担当地区委員より、第 4 号議案番号 1 について現地調査等の報告がございました。この件について、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

（な　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りをいたします。
第 4 号議案非農地証明願番号 1 について、
非農地と承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。
全員賛成でございます。よって第 4 号議案番号 1 については
非農地と承認することに、決定致します。

議　　長　　続きまして第 4 号議案番号 2 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第 4 号議案非農地証明願番号 2 について説明いたします。
議案書 20 ページを、地図は 23 ページから 25 ページをご覧ください。
申請地は、羽根町字　　甲　　番　、同字　　番　登記地目は田、現況地目は山林となっています。地積は 2677 ㎡、171 ㎡、２筆計 2848 ㎡で農用地区域外です。香南市の　　さんの所有地です。申請理由ですが、少なくとも２０年以上前から、現在に至るまで、杉の木が植わっており、農地への復旧が困難となっております。申請地は、山林の様相で農地の復旧は困難となっており、非農地証明取得後は　　さんが炭窯として利用する予定となっております。農地法の認識がなく、一部炭窯として利用していたことに対しては、始末書を提出していただいております。
事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。第 4 号議案番号 2 について担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

７　　番
尾　　﨑　　第 4 号議案非農地証明願番号 2 について証言します。申請内容については、事務局冨士原さんの説明のあったとおりです。私の方からは場所等の説明をいたします。場所は　　橋の東側市道を５km 程上がったところに　　の集落があります。
そこから少し行ったところに河原へ降りる道があり、それを降りて橋を渡って上流へ400ｍくらい上がったところに現地があります。杉とか雑木とかがいっぱい生えている中に炭窯が２つあります。現地は 12 月 13 日推進委員佐川さん、事務局冨士原さん、行政書士の曽我さんと私の 4 人で現地を確認してきました。
農地に復旧することは困難と思いますので、審議の方をよろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。担当地区委員さんより、第４号議案番号２について現地調査等の報告がございました。この件について、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

（な　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。
第４号議案非農地証明願番号２について、
非農地と承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。
全員賛成でございます。よって第４号議案番号２については
非農地と承認することに、決定致します。

議　　長　　続きまして第４号議案番号３ 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第４号議案番号３について説明いたします。
議案書 20 ページを、地図は 26・27 ページをご覧ください。
申請地は、室戸岬町字　　番　、登記地目は田、現況地目は雑種地となっています。地積は 185 ㎡で、農用地区域外です。
高知市の　　さんの所有地です。

申請理由ですが、申請者は申請地を平成７年に相続が原因で取得されましたが、その前から７０年以上休耕中で高知市に在住ということもあり、耕作をしていない状況とのこと。現況としましては、砂利が引かれ、駐車場等の利用がなされており、農地への復旧が困難となっております。農地法の認識がなく、指定された用途通りの利用をされなかったことについて、行政書士さん通じて、始末書の提出がありましたことをご報告いたします。
非農地証明書取得後は、こちらの土地を取得したい方への売却を考えているとのことです。事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。第４号議案番号３について担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

４　番　中　島　　ただいま議題となっております第４号議案番号３非農地証明願について報告いたします。現地確認は12月10日、行政書士の吉本さん、谷口推進委員、事務局冨士原さん、私の４人で確認にいたっております。申請内容については事務局説明のとおりですので、現地の状況について報告します。議案書26ページをお開きください。申請地は赤で印がありますが、　　港の東側入口近くに位置しておりまして、国道沿いにあり、周辺は住宅地となっており農地への復旧はないものと思われます。よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。担当地区委員より、第４号議案番号３について現地調査等の報告がございました。この件について、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

（な　　し）

議　　長　　ないようでございますのでお諮りします。
第４号議案非農地証明願番号３について、
非農地と承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。
全員賛成でございます。よって第４号議案番号３については
非農地と承認することに、決定致します。

議　　長　　続きまして、１１月総会から継続審議となっておりました、鳥獣関係の報告書の件について、産業振興課浜渦班長より説明いただきます。

産業振興課
浜　　渦　　（説　　明）

（意見交換）

議　　長　　鳥獣被害等にはみなさんもあっていると思いますが、農業委員推進委員は地元に密着していますし、被害等を聞いたり相談があった場合は、産業振興課に知らせてくださいという情報提供の協力のお願いですので、報告したら担当者は確認に行きますので、防護柵等の申請等などもあると思いますので、できる限りの情報提供のご協力をお願いいたします。なお、浜渦班長は公務のためここで退席となります。ありがとうございました。

（浜渦班長退席）

議　　長　　続きまして、こちらも１１月総会からの継続案件であります、その他の件　買受適格証明についての質問の回答及び農地等の現況調査の報告について議題といたします。説明の間、休憩いたします。

事務局　　（資料２・資料３説明）

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの事務局の説明について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

（意見交換）

議　　長　　それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか
なければ、総会についてはここで締めさせていただきます。
事務局より、その他の事務連絡をお願いします。

事 務 局　　（事務連絡）

議　　長　　他に何かありませんでしょうか。
なければ、閉会の挨拶を中島職務代理にお願いいたします。
（中島職務代理の閉会の挨拶）
（閉会時刻午後５時５分）